

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 22 日

山辺町長 遠藤 直幸



記

1. 協議の場を設けた区域

相模地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 2 月 19 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

- | | |
|-------------|--------|
| ・法人 | 4 経営体 |
| ・個人 | 18 経営体 |
| ・集落営農（任意組織） | 1 組織 |

4. 3の結果として、当該地区に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが、十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

また、農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。さらに、担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

稲作と果樹が主体であり、担い手による農地の集約化と利用集積が進んでいる地区である。稲作への付加価値化と高品質果樹栽培への取組みを継続して生産性向上と農業所得向上を図っていくとともに、飼料用米やそばの団地化で土地の有効利用を推進していく。

また、国や県の支援措置を活用して、新規就農者の定着や担い手の後継者育成に取り組んでいく。

さらに、新規参入を促進し、新規参入者に農地の集積や集約化を進めていく。